

浜松市告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

浜松市長 中野 祐介

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	事業種類	変更事項	変更内容		変更年月日
在宅介護センター アイケア浜松南	浜松市中央区神田町 865 番地	訪問介護 介護予防訪問介護	所在地	旧	浜松市中央区北寺島 町125番地の23 中村ビル302	令和7年11月1日
				新	浜松市中央区神田町 865番地	
			管理者	旧	松本 純美	
				新	櫻谷 由佳	